

栗東市と龍谷大学との連携協力に関する協定書



栗東市（以下「甲」という。）と龍谷大学および龍谷大学短期大学部（以下「乙」という。）は、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的な連携協力事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携協力のもと、相互の人的および知的資源の交流と物的資源の活用を図り、次条各号に掲げる様々なまちづくり等の分野において相互に連携協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 地域コミュニティの推進に関すること。
- (2) 地域福祉・環境保全の推進に関すること。
- (3) 地域産業および観光の振興に関すること。
- (4) 教育・研究および人材育成に関すること。
- (5) 生涯学習およびスポーツ・文化の振興に関すること。
- (6) 地域まちづくりおよび地方創生の推進に関すること。
- (7) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- (8) その他、甲および乙が必要と認める事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙のいずれからこの協定の改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

平成29年 7月11日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市

乙 京都府京都市伏見区深草塚本町67番地
龍谷大学・龍谷大学短期大学部

市長

野村 昌弘

学長

入澤 崇